

いじめ防止等のための学校基本方針

令和 4 年 4 月改訂

丹波市立前山小学校

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

今日「いじめ問題」が学校教育においても深刻な課題となっている。いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく阻害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には生命や心身に危険を生じさせる恐れもある。

「いじめアンケート」の結果を見ても、「いじめをした」「いじめられた」「いじめを見た・聞いた」などの回答が複数あり、「いじめ」はどこでも誰にでも起こりうることであり、本校においても大きな課題であることが再認識された。

平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されたことを受け、国・県・市の基本方針を参酌しつつ、本校のいじめ防止等のための学校基本方針を策定する。

【いじめの定義】

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止のために、子どもにつけたい力】

- ・いじめに対して正しく理解できる力
- ・自分で判断し、行動できる力

2 学校の取組方針及びその内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織について

いじめ対応チームを設置する。

校長・教頭・いじめ対応担当教諭・生活指導担当教諭・担任・養護教諭・スクールカウンセラー

いじめ対応チームの役割

- ・いじめの未然防止に努める。
- ・いじめ発生時の対応に当たる。

(2) いじめの未然防止

ア)「いじめは人として絶対に許されない」という雰囲気醸成する。(全職員が全児童を見守る、児童への日常的な働きかけ、PTAへの働きかけ)

イ)子どもたち一人一人の様子や学級の状況を的確に把握する。(教職員の気づき、学期ごとにアンケートと面談の実施)

ウ)互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりに努める。(学級づくり、教職員の協働体制、自己肯定感や自己有用感の醸成、道徳教育の充実)

エ)一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。(わかる・できる・のびる授業の実現)

オ)命や人権を尊重し、豊かな心を育てる取組を推進する。(人権教育の充実、道徳教育の充実、

体験活動の推進、人間関係を構築する能力の育成、性同一性障害に関する正しい理解の促進等)

カ)教師の指導力及び人権意識の向上(職員研修、自己研鑽、児童理解、適切な認識や言動の心掛け)

キ)指導方針やこれまでの取組の成果や課題、また、実態調査の結果に基づいた今後の対策等について必要に応じて公表するなど、保護者や地域へ積極的に働きかける。(PTA総会、学校だより、学級だより、懇談会等)

ク)PDCA サイクルに基づき、定期的な点検・評価・見直しを行う。(年間計画の策定)

(3) いじめの早期発見

ア)学期ごとにいじめアンケート調査と全児童との個別面談を行い、1つでも該当事項がある場合は、「前山小いじめ防止聞き取りシート」に記入し、いじめ対応チーム(担任含む)で対応を検討する。

イ)児童、保護者、教職員がいじめに関して気軽に相談できるよう、いじめ対応担当教諭並びに養護教諭を中心に、全教職員が窓口となっていることを広く周知させる。

ウ)授業内外を問わず、児童の学校生活の様子(個人・集団)に目を配り、小さな変化も見逃さないようにする。

エ)日記、連絡帳等を通じて児童の悩みや訴えを把握したり、個人懇談や家庭訪問等の機会を活用して保護者との連携を密にしたりし、児童や保護者が示す危険信号を見逃さないようアンテナを高く保っておく。

(4) いじめに対する措置

ア)「いじめ対応マニュアル」を作成し、有効に機能するよう教職員の共通理解を深める。

イ)いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、速やかにいじめの事実確認を行い、その対応に当たるとともに、経過並びに結果を市教委に報告する。

ウ)いじめの解消の判断は、謝罪して終わりではなく、加害行為が相当の期間(3カ月程度)なく、その時点で被害者が心身の苦痛を感じていないことが認められることとする。いじめが解消している状態に至ったあとも、日常的に注意深く観察する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

ア)情報モラルに関する教職員の指導力向上

イ)児童が自分たちで考え実行するいじめ防止の活動や携帯電話の使用等のルールづくり

ウ)警察、法務局等の専門機関と連携した指導や対応

エ)保護者に対する、インターネット利用に伴う危険性、健全な判断力育成を図る責務等の周知

オ)インターネット上への不適切な書き込みが認知された場合は、市教育委員会をはじめとする関係諸機関と連携し、直ちにそれを削除する措置を行う。

(6) 重大事態への対処

ア)重大事態の定義

I いじめにより在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

II いじめにより在籍する児童が相当の期間(年間 30 日以上または一定期間連続して欠席してい

る場合)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ただし、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態として捉える必要がある。

イ) 重大事態の報告及び判断

校長は重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告するとともに、犯罪行為として取り扱われるべきと認める事案は警察へ相談・通報する。

ウ) いじめ事案として学校又は市教育委員会が調査した結果、「重大事態」と判断する場合は、当初の調査資料を再分析したり、必要に応じ新たな調査を行ったりすることとする。事案の重大性に鑑み、市教育委員会による出席停止措置に基づく対応をしたり、いじめられた児童及び保護者の申し出がある場合に市教育委員会と就学校の指定変更や校区外就学等の協議をしたりするなど、積極的な支援を行う。

エ) 「重大事態対応流れ図」に従って事実関係を明らかにするための調査を行う。

オ) 児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を行う。

カ) 予断のない情報発信やプライバシーへの配慮をする。

キ) いじめを受けた児童や保護者に調査で明らかになった事実関係を報告する。

ク) 調査結果を、市教委を通じ市長に報告する。

ケ) 学校を調査主体とした場合、学校の下に重大事態の調査組織を設置する。

(7) 家庭・地域・関係機関との連携

学校基本方針の保護者や地域住民への説明、いじめに関する学校の状況や具体的な取組等について理解が得られるよう、ふさわしい機会を捉えて家庭や地域に発信し、互いに連携・協働して取組が推進できるよう努める。(ふさわしい機会：PTA総会並びに役員会、学校だより、学級だより、学級懇談会、地区懇談会、学校運営協議会、民生委員会等)

(8) 関係資料の保管

- ・いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法（記名、無記名、持ち帰り等）にかかわらず、実物を対象児童が卒業するまで学校が保管する。
- ・学校独自の記名式アンケートは、記入児童が卒業するまで学校保管とするが、場合により校長判断で保存期間を延長することができる。
- ・回答を取りまとめた文章やいじめについて聞きとった記録等はその年度の終わりに5年間、学校が保管する（原本）。
- ・いじめの重大事態に関する資料は、発生した年度の終わりに10年間、学校保管とする。
- ・保管年限経過資料については、丹波市立小学校および中学校における文書取扱要綱に基づいて破棄する。

別添1 いじめ対応マニュアル 別添2 重大事態対応流れ図

別添3 いじめ防止年間計画